

県南水道の給水管をその他パイプ（井戸水等）に接続しないで！！

あなたのご家庭、事業所での配管は大丈夫ですか！？

豆知識 クロスコネクションの禁止

水道法第16条施行令第5条第6号により、給水装置は、配水管と水の利用者を結ぶ装置であり、『給水管には安全な水質を確保するため、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。クロスコネクションの禁止。』とあり、その不適正工事による水の汚染は、水の利用者へ危害を及ぼすとともに、配水管を介して他の多数の水の利用者へも危害を及ぼすことにもなり、最悪の場合、伝染病などの甚大な健康被害を広範囲に引きおこすことも考えられますので、絶対にやめましょう！！

《解説》

クロスコネクションとは、水道中に、排水、化学薬品、ガス等の物質が混入する可能性があるような水道と水道以外の用途の設備または、施設との誤接合をいう。

【右上図やってはいけない工事例参照】

安全な水の確保のため、**給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対に避けなければならない。**

《給水装置と直接連結してはダメな例》

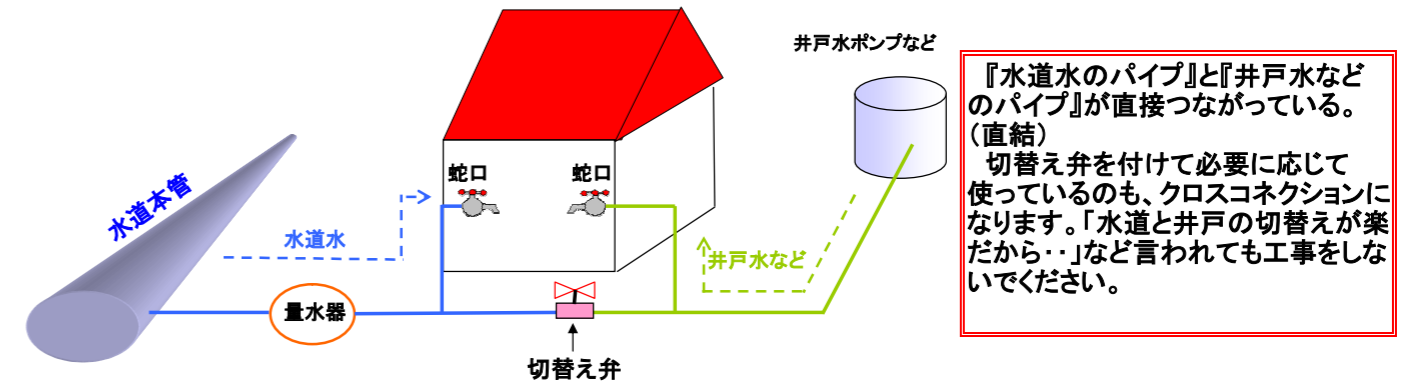
井戸水・工業用水・再生利用水の配管・その他排水管等

ご自宅や事業所がクロスコネクションだったら！？

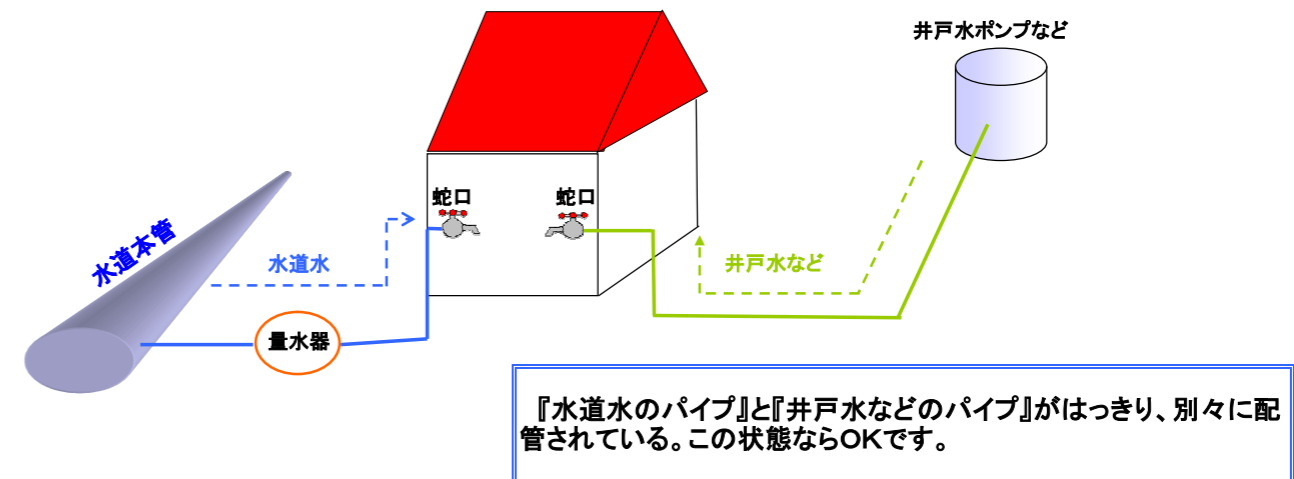
クロスコネクションが発見されたときは、水道法に基づき、そのご家庭及び事業所の給水を一旦停止することになります。『水道水のパイプ』と『井戸水などのパイプ』が切り離されたのが確認できるまでの間、水道の利用はできません。

指定給水装置工事業者に連絡し、速やかに『水道水のパイプ』と『井戸水などのパイプ』の管を切り離し工事を行ってください。工事に要する費用は、お客様のご負担になります。

×××やってはいけない工事例×××



◎◎◎正しい工事例◎◎◎



詳しいお問合せは…
茨城県南水道企業団 工務課給水係まで
0297-66-5133